

# 役員等報酬規程

社 会 福 祉 法 人

花 木 庭 会

## 社会福祉法人花木庭会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 花木庭会（以下「当法人」という。）定款第 9 条および第 23 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第 2 条 役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(役員等の報酬の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬の額は、別表に定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第 4 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長の専決事項の決裁事務を行なったときの報酬については、月の 1 日から末日までの分を、翌月 25 日に支給するものとする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第 17 条に準じた日とする。

(2) 前号以外の報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 制定）

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

別表

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事長専決事項の決裁	10,000円
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円